

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還交渉資料第12巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43641">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43641</a>

沖繩船舶関係(漁船を含む)



北米課長 (印) 外務省電信案 (分類)

特種・特務・秘・平文・船長符号 (朱印)	略 略 平	総第 14399 号
第 112 号	昭和 43 年 6 月 2 日 18 時 57 分	
大至急・至急・普通・LTT	発電係	立

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	局長 (印) 長 参 事 官 課 長 課長補佐	領 事 課 起 案 日 付 年 月 日 43.6.2 電 話 番 号 62
---------------------------------------	----------------------------------	---

協議先  
北米洋行 代理  
27-1

在 豪 領 事 大 臣 発  
臨時代理

電 報 在 那 高 杉 南 基 所 長  
大 使 総 領 事 大 臣 発  
臨時代理

件名 渡 船 緊 急 信 号 接 受

2 118

貴電第214号に因り、  
海上保安庁に問い合わせたところ、同所  
より、沖縄渡船第7ナンツン丸(164トン)が  
今朝(01-10)南緯3度25分 東経147度45分の地  
で座礁したか、午前10時現在乗組員

5名を同船に残し、他乗組員全員は附  
近の島(不明)に無事上陸した旨が又  
同船救助のため本邦渡船第18勝浦丸  
(コルサシ 850L, 1日正午現在位置南緯  
2度39分, 東経146度20分), 沖縄渡  
船: ショウナン丸(コルサシ KSCY, 5日  
到着予定)が現場に向かっている旨が  
本邦渡船第15良栄丸(コルサシ TKTP)

GB-3

外務省

26 東子

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官務次官 官務主任

人計会

文電

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

参 参

総番号(TA) 12886 主管  
 68年4月3日16時58分 ナハ 発 領  
 68年4月4日9時12分 本省 着 領

外務大臣殿 高杉南連事務所長

オ7ナンシン丸の座礁

オ12号 平 至急

往電オ10号に關し

3日13時オ7ナンシン丸よりナハ 漢業無線局経由水産部に対し(現在まで自力により離礁に努力したが、このまま停船すれば人命の危険を生ずると判断し、全員24名退船したい)旨連絡致した趣なお14時船主より同船あてに乗員は全員殆んどセキイカワ丸に移るよ  
 う命じら旨本便に連絡ありたい。

(3)

26 1/2

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官	房
務務	次次
臣官官審審長	
儀人計会(傾)	旅
(總)文電(調)	給
国参資	營
長長	厚
ア北(東)	
長	中
北	西
米	保
長	北
中	南
移	中
長	住
歐	英
長	西
近	ア
ア	近
長	米
經	二
次	カ
南	ア
米	米
二	二
カ	カ
参	参
明	明
統	統
統	統
一	一
運	運
ス	ス
長	長
經	經
協	協
政	政
技	技
賠	賠
償	償
長	長
國	國
賠	賠
償	償
長	長
条	条
參	參
協	協
長	長
條	條
(規)	(規)
國	國
參	參
軍	軍
社	社
專	專
長	長
政	政
經	經
科	科
長	長
(情)	(情)
内	内
長	長
(道)	(道)
外	外
文	文
文	文
一	一
長	長

總務号 (T A) 22909  
 68年6月13日14時40分 ナハ 発着 米北  
 68年6月13日16時10分 本省

外務大臣殿 岸沖繩事務所長

オ25キョーシン丸拿捕事故

オ67号 平 至急  
 総務長へ オ29号  
 6月12日19時、那覇澳業無線局に入  
 った連絡によれば、沖縄籍マグロ漁  
 船オ25キョーシン丸(239.96トン、  
 船舶番号10316、船長ナカヤマトシカ  
 ズ、船主 [REDACTED]、  
 アサトラジユ、コールサイン <sup>ケイエスイゼット</sup> KSEZ  
 乗組員26名)は12日19時<sup>?</sup> 洋  
 面S4度0分、E107度付近にて  
 インドネシア警備艇と思われる船に停船  
 を命ぜられ、以後交信を絶った。なお  
 本船はインド洋にて54回の操業の後  
 6月10日途中であつた由。拿捕され  
 るおそれ(帰)もあるため、わが方存イ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

日本大使館にご連絡のうえ適切なる措  
 置がとられるようお願い。総務長  
 官にご連絡ねがいたい。

(3)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官
務務 房
次次
臣官官審審長
備人会営計
総文電厚給
領参旅移
移参長領
匯参
長参
ア参(仮)
長中西
米参保中参中
長北参南
欧参英
長西東
近参ア
近参
経参(仮)
長参(仮)
経参(仮)
協参(仮)
長参(仮)
条参協
長参(仮)
國参軍社専
長政経科
清参内
長参道外
文参文
長参一二

格 番 号 ( 電 報 ) 25321

68年6月15日22時07分 ナハ 発 北

68年6月16日08時00分 本省 着 北

外務大臣殿 岸沖繩事務所長

オ25キョーシン丸拿捕事故

オ68号 平至急  
総務長官へオ30号  
往電オ67号に同じ、  
オ25キョーシン丸より15日15時07分那覇  
漁業無線局への連絡によれば同船は15時無  
争釈放されジャカルタより沖繩へ向いつつ  
ある由。

(13)

26 時

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官	総番号(T.A)	24893	主管
務務房	08年6月28日	11時00分	沖繩
次次	08年6月28日	11時58分	本省
臣官官審審長			着
領人会営計	外務大臣殿		岸 洋 總 事 務 所 長
綴文電厚給			
領参旅移			
領参長			
国資長			
ア参北東			
長中西			
米参保中参中			
長北輪審南			
欧参英			
長西東			
近参ア			
長			
経次商国米ア			
ハ調ニカ			
緒ヲ			
長総国一通ス			
経参経賠			
協政技賠			
長國経			
条参協			
長条規			
国参軍社専			
長政経科			
管参内			
長道外			
文文二			
文長			

第7南進丸

第76号 平 至急

(総務長官へ 第38号)

27日船主ウスイ・クニオより事情聴取したところ、ウスイは既に同船の所有権を協和火災海上保険(那覇市久茂地町)に移し、来る7月中旬頃その保険料250000(25万)米ドルを受取ることになっている由。更に協和火災より事情聴取せられたところ、既に同船は代理店 KROENING AND WALKER SICACUI PAPUA NEW GUINEAにて買却し、代金は27日琉球銀行本店あて4000(4千)米ドル振り込まれている由であるので、本件は解決されたものと見料する。

(3)

16



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に

電信写 連絡ありたい。

大政事外外官
務務房
次次
臣官官審審長
領人會當計
總文電厚給
領參旅移
領移長領往
國資長
ア北(東)
長中西
米參保中參
長北密南
歐參英
長西東
近ア
近長
經南國米ア
二カ
參關統ラ
長國一過ス
經參經賠
協政技賠
長國経
条參協
長參規
國參軍社專
長政経科
簡參内
長道外
文景
文二
文一

68年8月9日11時43分 ナハ 発着 米北  
 68年8月9日19時08分 本省

外務大臣殿 岸沖繩事務所長

オ3コウリョウ丸拿捕事件

オ122号 平 至急

(総務長官へ オ77号)

1. 8日18時、那覇漁業無線局に入った  
 連絡によれば、沖繩籍まぐろ漁船オ3コ  
 ウリョウ丸(49/5トン、船舶番号  
 30102、船長アラカキ シゲオ、船  
 主キンジョウ シュウキン、

、コールサイン WZ2814、  
 乗組員14名)は、バング海で操業中、  
 7日午前4時インドネシア海軍に拿捕さ  
 れ、8日午前9時アンボンに抑留され  
 た。なお、拿捕された位置南緯4度21分、  
 東経131度9分と、あげ縄中であつた。  
 本漁船が協定に違反し操業中であつた

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に、

電信写 連絡ありたい。

ことは華美のようであり、琉政および  
 地まぐろ協会より船主に厳重に注意す  
 ると共に、今後かかる協定違反ケ  
 ースが発生するとのなきよう対策を  
 急ぎ検討中である。

2. 本件が長期間忍耐強い交渉の結果妥結  
 された日伊漁業協定に悪影響を及ぼす  
 のみならず、イ側に対琉不信感を生  
 ぜしめ、今後沖繩側が考慮中の漁獲  
 量、漁船増大計画に重大な打撃を  
 与えるものとして、当地水産界では  
 事態の成行きを深く憂慮している。

3. わが方としては本件解決が長引く  
 場合の影響を考慮し、今後の日伊友  
 好増進の見地からも、政治折衝に  
 よる解決方が望ましく、何分の  
 ご措置をご配慮願いたい。

(3)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官
務務房
次次
長官官審審長
借人会営計
文電厚給
参旅移
長( )
国産
長( )
ア
長 中西
米 参( ) 参中
長 北( ) 参南
欧 参英
曼 西東
近 参ア
ア
経 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
長 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
経 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
協 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
長 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
経 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
長 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
前 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
長 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
文 参( ) 参( ) 参( ) 参( )
長 参( ) 参( ) 参( ) 参( )

総番号 (F A) 49498 主 管  
 68年 12月 4日 14時 32分 ナ ハ 務 米北  
 68年 12月 4日 19時 30分 本 省 着 米北  
 外務大臣殿 岸 沖縄事務所長

★3広漠丸について  
 ★291号 平  
 (総務長官へ ★245号)

3日、琉政タマキ水産部長は、今般帰国せる★3広漠丸材国長サキエダダオを伴い来所し、今般の荷に至る経緯を末岡(オハラ農林水産係長同席)に以下の如く語った趣につき、とりあえず。

(1) 10月下旬、ハロンのカントルにいるイ海軍スギリサ佐からの命令でアンボン港よりセラム島向け米約50袋を運び、復路は椰子の葉と着30名をのせて帰った。この間約1週間を要したが、この期間中、常時海軍軍人8名が材国銃と持ち監視していた。アンボンへ帰港後

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

船長と相談し、以後度々使役させられるおそれもあり、また事態の発展如何によっては生命の危険もあるのを、上記スギリサ佐に帰国したい旨申入れ、了承を得たので、カツウラ船籍ネノシンコウ丸にて21日カツウラ到着帰投した。

(2) アンボンには広漠丸と操縦できる者は皆無かったので、同般は港内に繋留されたままであるが、手入れ不足のため損傷多く、今後その程度は更に強まるものと思われる。

(3) アンボンでは日時も明らかでなく、何日にアンボンを出発したのか分らなかつたが、カツウラに着き、11月26日であることと知った。

(4) 抑留中、日本大使館より食糧、煙草、現金等の差入れがあり、感謝

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に堪えない。謝意とお伝え願いたい。  
なお、日本大使館よりの<sup>カカフ</sup>はすべて  
アンボンの三井物産のオオシタ氏と  
通じ行われた。

(5) タマキ水産部長より上記強制使  
役に関しては係争中の船ならびに船  
員を勝手に使用されたことは甚だ遺  
憾であるので、イ側へ抗議するよ  
う USCAR に申入れた。

以上の通りの趣きにつき、広漢丸釈  
放に関し更に格段のジ配慮煩わした  
く、お願い申上げる。

(3)

南米局長  
北米局長  
参事官  
北米課長  
総南連第 1383 号  
昭和 42 年 5 月 29 日

5

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

インドネシア官憲の琉球籍漁船不当だ補問題に関する立  
法院の要請決議文送付について

往電第 130 号に関し、立法院の本件決議文 1 部別添送付する。

別紙添付

本信写送付先 外務省北米局長

要処理	要研究	連絡	急
課	長	内	長
英	河	津	田
渡	中	吉	田
田	坂	元	田
藤	川	田	田
相	川	田	田
中	田	田	田
橋	本	田	田
黒	須	田	田

42.5.31

総 理 府

1450

字 漢 始 3 1 2

沖繩漁船の保護方に関する要請決議

一九六七年五月五日、第八南琉丸がインドネシア近海でインドネシア国の警備船に発捕されたのに続いて、五月十九日、第三八州丸が同近海で発捕されるという事件が発生し、沖繩県民に多大な衝撃を与えている。

このような沖繩漁船のインドネシア警備船による発捕事件は、今回までに数回あり、その都度解決策を訴えてきたが、今なおこの種事件が続発していることは誠に遺憾にたえない。

現在、沖繩の鮪漁業は、海外基地を利用してゐるものと沖繩から出漁してゐるものとに大別されるが、後者の漁場としては、インドネシア近海が最も優れ、同漁場は沖繩鮪漁業の生命線である。

よつて琉球政府立法院は、沖繩漁船の保護及び同漁場における安全操業の確保のため、日米両政府に対し次の事項を早急に実施するよう院議をもつて強く要請する。

- 一 発捕された第八南琉丸及び第三八州丸の両船がすみやかに釈放されるよう適切な措置をとること。

二 遠洋漁業の安全操業について恒久的な対策を樹立すること。

右決議する。

一九六七年五月二十六日

琉球政府立法院

内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長  
アメリカ合衆国大統領  
アメリカ合衆国上院議長  
アメリカ合衆国下院議長

あて